

職場からのたたかいを旺盛に



守口市職労春闘学習会

職場からのたたかいをすすめる決意を固めた
守口市職労の春闘学習会

1月31日、守口市職労の春闘学習会が開催され、春闘の情勢と課題、職場からのたたかについての討論が活発に行われました。
志鎌委員長から春闘の情勢と課題について報告がされ、松口書記長より春闘の具体的な進め方についての提案がされました。その後、学童保育指導員分会、保育所支部、延長保育士、クリーンセンター業務課、婦人部から取り組みなどの報告や発言がされました。

学童保育指導員から、新たな「改革ビジョン案」で民間委託が検討されていることについて、民間委託になるとどのようなことが起こっているかを民間委託された他の自治体の指導員や保護者に来ていただき、「保護者とともに具体的な話を聞きながら学習会を行っている」報告がされました。
守口市職労は今回の学習と討論をさらに職場討議資料の配布や職場集会へとつなげていきながら、春闘のたたかいをすすめます。

また、3月5日開催予定の「第17回守口市職労地方自治研究会」に向けて、さまざまな職場にレポート要請しながら準備をすすめており、多くの組合員の参加を呼びかけました。

大いに学び 大いに交流できました



近畿ブロック 青年部主催 近畿ブロック大作戦

1月21日・22日に神戸市内で近畿ブロック青年部主催の「近畿ブロック大作戦」が開催されました。大阪からも9単組15人の青年組合員をはじめ、近畿2府4県から96人が参加し、大きく盛り上がりました。
午前中の講演では、震災時の避難所のリアルな状況や、当時の行政が混乱している中で、具体的に組合がどのような流れで動き、役割を果たしたのか。組合が果たすべき役割や責任とは何なのかと考えさせられるものでした。午後は「人と防災未来センター」の見学と新長田地区の視察の動く分科会、災害対応カードゲームや避難所運営ゲームを使ったグループディスカッションという4つの分科会に分かれて午前中の学習を深めました。2日目は地方組織ごとの取り組みが行われました。

豊かで安全な学校給食をめざす大阪連絡会

2017年冬の学習シンポジウム

僕は揚げ物が嫌いになりました 調理員さんて大事ですね

豊かで安全な学校給食をめざす大阪連絡会は、1月28日に、国労大阪会館で「2017年冬の学習シンポジウム」を開催しました。

講演では、「学校給食のこれからを考える」をテーマに学校給食連絡会の榎原正澄会長（関西大学教授）から会の発足の経緯、情勢の変化、運営システム、食育、めざすべき学校給食の話のわかりやすく話されました。中でも、委託会社従業員の給料未払いや、1月26日に和歌山御坊



わかりやすい榎原会長の講演でした

市で発生した食中毒事件にふれ、関西大学の入試でも試験官のお弁当を5社にわけて頼むなど気を使っていると、委託や統一献立の問題を指摘

されました。その後、フロアからの発言などが続き、学校給食の課題が改めて明らかになりました。

委託の問題や今後の課題を語りあう



門真市職労 尾坂 利江さん

ある学校の教頭先生が委託会社の給食の検査をしていて、とてもまずくて、「僕は揚げ物が嫌いになりました。調理員さんて大事ですね」と

いうお話が印象的でした。他にも、デリバリー給食では、ネットで前月20日まで申込みないといけない、給食を取り行つて教室に戻ったら皆弁当を食べ終わっているなど、問題が浮き彫りになっていました。そして、子ども食堂と給食がタイアップできないかとの提案があり、これからの課題だと感じました。



震災当時の労働組合の役割が聞きました 富田林市職労 尾崎 貴啓さん

「阪神・淡路大震災から22年・自治体労働者の果たした役割」がテーマの講演を聞き、当時の被災地職員の奮闘や、厳しい勤務状態の中、組合が果たした役割などを聞くことができました。分科会では「人と防災未来センター」の施設見学と、被災体験をされた方のお話を聞き、防災についての意識が高まりました。



大阪市労組「組合事務所裁判」最高裁の不当判決には屈しない 引き続き憲法の生きる 市役所づくりをすすめる



大阪市役所労働組合執行委員長 田所 賢治

みなさんからご支援を受けていました組合事務所裁判は、大阪高裁で、大阪地裁での勝利判決をくつがえした不当判決が出されたため、一昨年の7月に最高裁に上告しました。憲法28条違反、労働組合の団結権を侵害するものと訴え、大阪自治労連と大阪労連の支援を受けた、通称「弾丸バス」による毎月の最高裁への要請行動やオルグによる支援の訴えを続けてきましたが、2月1日付で最高裁より上告書を不受理するとの通知が届きました。

橋下前市長は、「公務員の組合をのさばらせれば、国が亡ぶ」とまで発言し、労働組合敵視の攻撃を続けてきました。法違反の不当労働行為よりも市長の裁量権が優先するとした大阪高裁判決は異常です。だからこそ高裁判決後の中央労働委員会の命令も不当労働行為と断罪しています。市側は、命令を受け入れ、市労組へ二度と繰り返さないと謝罪をしていますので、最高裁は憲法違反の判決と判断しなければなりません。しかし、最高裁は法の番人としての役割を放棄し、逃げたわけです。いまでも怒りがこみ上げてきます。

公務員も労働基本権はあるはずですが、「公務員だからなにをされてもかまわない」にはなりません。こうした攻撃の本質は、公務員の権利を形骸化させ、「職員はお国のために働け、市民を監視し命令せよ」とする憲法改悪への道と、職員への攻撃を露払いにして市民サービスを切り捨てることにあります。

市労組は、憲法違反の職員基本条例、労使関係条例、政治活動制限条例を廃止させ、市民と共に憲法が生きる市役所づくりをすすめることと、正常な労使関係を築くために全力で奮闘します。みなさんの引き続きのご支援をよろしくお願いします。

今月のキーワード

勤務間インターバル規制

時間外労働などを含む1日の最終的な勤務終了時から翌日の始業時まで、一定時間のインターバルを保障することにより従業員の休息時間を確保しようとする制度で、EUでは企業に義務付けられています。本来、「労働時間は1週間40時間、1日8時間」と労働基準法で定められており、時間外に働かせるには、労使間での協定（36協定）の締結などが必要です。そして、特別条項付きの36協定を締結すれば、厚労省基準を超えて働かせることも可能で、これが長時間労働を改善できない大きな原因と言われています。しかし仕事量に見合った人員配置がなければ、持ち帰り残業などが、まん延することも想定されます。

今月のキーワード

避難所HUG